

平成30年3月1日

武蔵野市長 殿

請求者

住所 武蔵野市境南町1-

氏名 [Redacted]

他11名

調整会開催請求書

武蔵野市まちづくり条例第61条第1項の規定により、次のとおり請求します。なお、この請求書を条例第61条第4項の規定により公衆の縦覧に供するにあたり、個人情報公表することに同意しません。

開発事業の名称		武蔵野赤十字病院施設整備事業(改築・改修工事)
開発区域の 場所	地名地番	武蔵野市境南町1丁目10番2他
	住居表示	武蔵野市境南町1丁目26番
請求の理由		別紙参照
この請求に係る連絡先	氏名	[Redacted]
	住所	武蔵野市境南町1 [Redacted]
	電話番号	[Redacted]



請求者名簿

住所	氏名
武蔵野市境南町 / [REDACTED]	[REDACTED]
武蔵野市境南町 / [REDACTED]	[REDACTED]
武蔵野市 境南町 / [REDACTED]	[REDACTED]
武蔵野市境南町 / [REDACTED]	[REDACTED]
武蔵野市 境南町 / [REDACTED]	[REDACTED]
武蔵野市 境南町 / [REDACTED]	[REDACTED]
武蔵野市 境南町 / [REDACTED]	[REDACTED]
武蔵野市 境南町 / [REDACTED]	[REDACTED]
武蔵野市 境南町 / [REDACTED]	[REDACTED]
武蔵野市 境南町 / [REDACTED]	[REDACTED]
武蔵野市 境南町 / [REDACTED]	[REDACTED]
武蔵野市 境南町 / [REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]



病院の北側・東側は、第一種低層住宅専用地域であり、救急車の出入り口が北側に設置されることで交通の流れが変わり、住環境が悪化すると考える。

救急車の出入り口を西側に設置することを、検討していただきたく意見書を提出した。それに対して、病院から「変更できない。」との見解書が公表された。

## 調整会請求の理由

### 【見解書にあげられた救急車の出入り口を西側に設置できない理由】

① 交通量調査で、西側道路の現況の混雑度は、北側道路と比べ 2.3 倍だから、安全性を考慮し現行計画のままにしたい。

●今回提示された交通量調査概要に、混雑度についての解釈「混雑度が 1.0 未満であれば、昼間 12 時間を通じて、道路が混雑することなく円滑に走行できる。渋滞やそれに伴う極端な遅れはほとんどない。」が明記されている。

現況の混雑度は、西側道路 0.407、北側道路 0.175 である。混雑度の極めて低い北側道路と比べ 2.3 倍という数値であり、渋滞が起こらない 1.0 未満を大幅に下回っている。

安全性を考慮し、より交通量の少ない北側道路に設置したいというほど西側道路は混雑していないと考えられ、補足説明をしてほしい。

② 見通しが悪いから、安全性を考慮し現行計画のままにしたい。

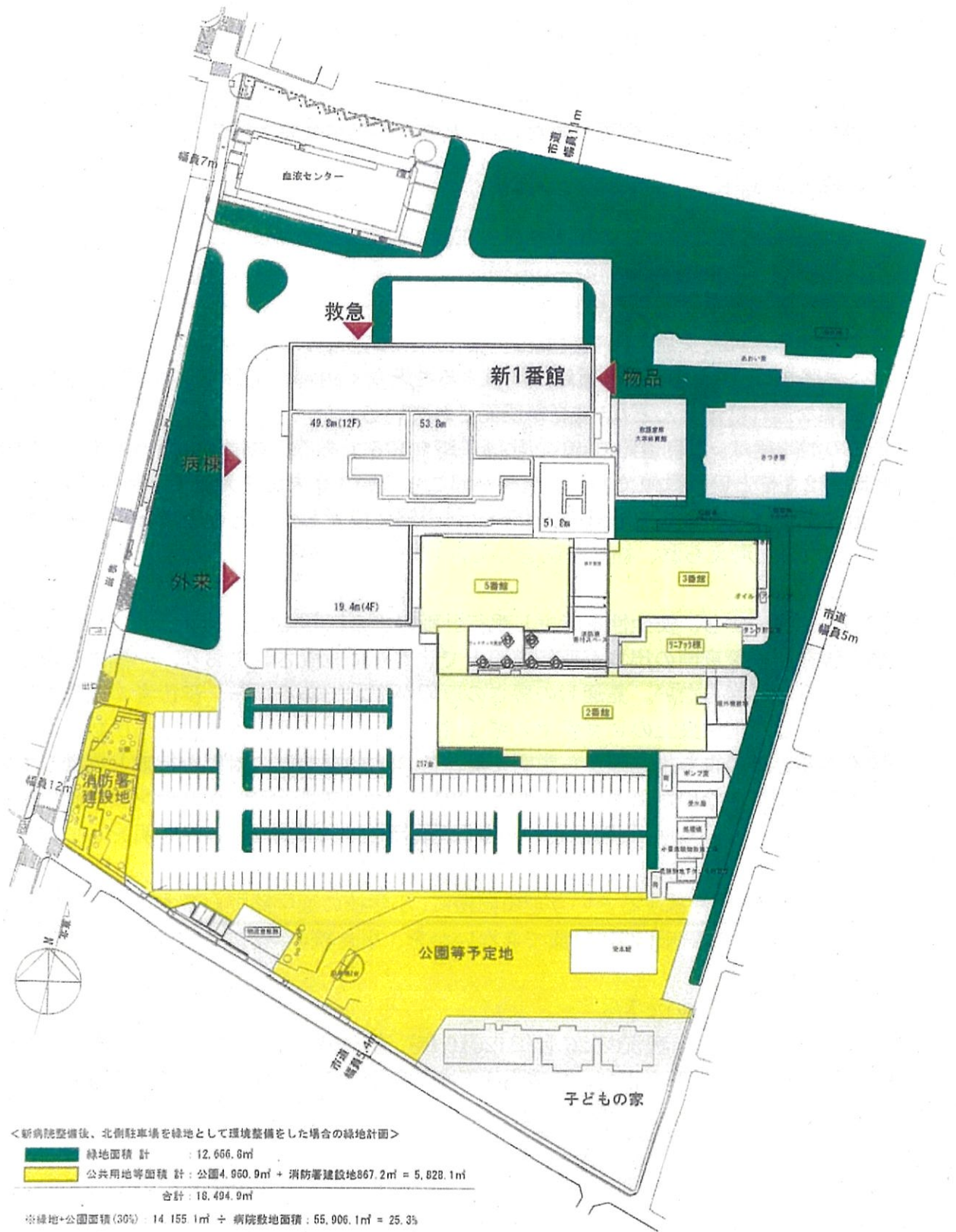
●今現在、一般車両の出口が西側道路上で北寄りに設置されており、一概に見通しが悪いというのは当たらない。見通しの悪さの原因が樹木であるなら、歩行者の視認を妨げると思われる歩道中央上のヒマラヤスギ 1 本（当該ヒマラヤスギを含む 10 数本は管理緑地であると緑のまち推進課から説明を受ける。）の伐採などの対応を行政と協議していただくことができないかについて、また、2016 年 6 月説明会時、血液センター南に出入り口が設定されていたが、当時ほどのような対応予定だったのか、補足説明をしてほしい。

上記①②の安全性を考慮するという理由同様に、小学校の通学路である北側歩道の安全性を考慮し、出入り口を西側道路に設置できないかを、引き続き検討いただきたい。

### 【サイレン音などについて】

救急車受け入れ台数が、現況で 26 台/日(2016 年)、新棟建設後には増加が見込まれ、1 台/時以上の救急車サイレン音などで、日常生活、特に夜間の安眠を妨げられる状況は受け入れがたいと考える。

見解書に「今現在、安全が確認でき次第、速やかにサイレンを切るという申し入れをしているので、出入り口が北側にも変わっても同様のお願いをするのでご理解を下さい。」と記載があるが、曖昧な説明であり、どこでサイレン音などを切ることができるのかイメージがわからない。病院敷地北西角交差点、病院敷地北東角交差点、調布田無線交差点を通る救急車がどこでサイレン音など切ることができるのか、具体的に示してほしい。



<新病院整備後、北側駐車場を緑地として環境整備をした場合の緑地計画>

緑地面積計	12,666.8㎡
公共用地等面積計	公園4,950.9㎡ + 消防署建設地867.2㎡ = 5,828.1㎡
合計	18,494.9㎡

- ※緑地+公園面積(30%) : 14,155.1㎡ + 病院敷地面積 : 55,906.1㎡ = 25.3%
  - > 「武蔵野市まちづくり条例」による緑地面積率 20.0% + 5.0% = 25.0%
- ※公共用地等面積 5,828.1㎡ + (病院敷地面積 : 55,906.1㎡ + 消防署建設地 : 867.2㎡) = 10.2%
  - > 「武蔵野市まちづくり条例」による公共用地等面積率 10.0%

※ 公園を含む緑地(14,155.1㎡)には、高木を必要数設けるとともに、高木間のスペースには中木や低木を設け、敷地内の環境向上に努めます。